

参考資料

和泉市建築基準法施行細則の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(確認の申請書に添えて提出する図書又は書面)</p> <p>第3条 規則第1条の3第1項(規則第3条の3第1項及び第8条の2の2において準用する場合を含む。次項及び第4項において同じ。)の表2の(21)の項の(ろ)欄及び同表の(61)の項の(ろ)欄に定める工場・事業調書及び危険物の数量表は、様式第2号によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第1条の3第7項(規則第8条の2の2において準用する場合を含む。)の規定により市長が規則で定める申請書に添えるべき図書は、別表第1の各項の(あ)欄に掲げる建築物にあっては、当該各項の(い)欄に掲げる図書とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 法第6条第1項(法第87条第1項、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の建築主事若しくは建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の確認(以下第70条及び第71条を除き「確認」という。)の申請に係る建築物に関して既に受けた法、令</p>	<p>(確認の申請書に添えて提出する図書又は書面)</p> <p>第3条 規則第1条の3第1項(規則第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の表2の(21)の項の(ろ)欄及び同表の(61)の項の(ろ)欄に定める工場・事業調書及び危険物の数量表は、様式第2号によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第1条の3第7項の規定により市長が規則で定める申請書に添えるべき図書は、別表第1の各項の(あ)欄に掲げる建築物にあっては、当該各項の(い)欄に掲げる図書とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 法第6条第1項(法第87条第1項、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の建築主事の確認又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の確認(以下第70条及び第71条を除き「確認」という。)の申請に係る建築物に関して既に受けた法、令又は条例の規定に基づく許可、認定、指定又は承認(以</p>

新	旧
<p>又は条例の規定に基づく許可、認定、指定又は承認（以下「許可等」という。）を受けた者（以下「許可受け人」という。）と当該申請に係る建築主とが異なる場合、当該建築主は、速やかに当該許可受け人が連署した様式第7号による届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。ただし、正当な理由があると<u>建築主事等</u>が認めるときは、許可受け人の連署を省略することができる。</p> <p>（完了検査の申請書に添えて提出する書類）</p> <p>第5条 規則第4条第1項第6号（規則第4条の4の2又は規則第8条の2の2において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）次に掲げる書類のうち、建築物の構造に応じ別表第2に定める書類</p> <p>ア～ト 略</p> <p>ナ <u>使用金物の性能を示す書類</u></p> <p>ニ～ネ 略</p> <p>ノ <u>使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類</u></p> <p>ハ <u>法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る。）</u></p> <p>ヒ <u>平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められ</u></p>	<p>下「許可等」という。）を受けた者（以下「許可受け人」という。）と当該申請に係る建築主とが異なる場合、当該建築主は、速やかに当該許可受け人が連署した様式第7号による届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。ただし、正当な理由があると<u>建築主事</u>が認めるときは、許可受け人の連署を省略することができる。</p> <p>（完了検査の申請書に添えて提出する書類）</p> <p>第5条 規則第4条第1項第6号（規則第4条の4の2又は規則第8条の2第13項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>（1）、（2）略</p> <p>（3）次に掲げる書類のうち、建築物の構造に応じ別表第2に定める書類</p> <p>ア～ト 略</p> <p>ナ <u>使用金物一覧表</u></p> <p>ニ～ネ 略</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>た木材の使用状況を示す書類</u></p> <p>(4) 次に掲げる書類のうち、<u>当該建築物の施行状況を示す書類</u> ア～サ 略</p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、<u>法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項の規定による申請又は法第18条第20項若しくは法第18条第23項の規定による通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為(以下「要確認特定建築行為等」という。)</u>である場合にあっては、規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>要確認特定建築行為等が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u>第1条第1項第1号に規定する非住宅部分を有する場合にあっては、次に掲げる書類のうち、<u>当該建築物の施行状況を示す書類</u> ア～キ 略</p> <p>(3) <u>要確認特定建築行為等が基準省令第1条第2項に規定する住宅</u></p>	<p>(4) 次に掲げる書類のうち、<u>建築主事が必要と認めた書類</u> ア～サ 略</p> <p>(5)、(6) 略</p> <p>2 前項各号に掲げるもののほか、<u>法第7条第1項若しくは法第7条の2第1項の規定による申請又は法第18条第16項の規定による通知に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為</u>である場合にあっては、規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる書類のうち、<u>建築主事が必要と認める書類</u> ア～キ 略</p>

新	旧
<p>部分を有する場合にあっては、次に掲げる書類のうち、当該建築物の施行状況を示す書類</p> <p>ア 外壁、窓等の構造、位置及び熱の損失の防止に関する性能に係る報告書</p> <p>イ 暖房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>ウ 冷房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>エ 機械換気設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>オ 照明設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>カ 給湯設備（排熱利用設備を含む。）の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>キ エネルギー利用効率化設備の位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</p> <p>(5) 第2号の規定は、基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分について準用する。</p> <p>(中間検査の申請書に添えて提出する書類)</p> <p>第6条 前条（第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項を除く。）の規定は、規則第4条の8第1項第4号（規則第4条の11の2又は規則第8条の2の2において準用する場合を含む。）の規</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</p> <p>(中間検査の申請書に添えて提出する書類)</p> <p>第6条 前条（第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項を除く。）の規定は、規則第4条の8第1項第4号（規則第4条の11の2又は規則第8条の2第17項において準用する場合を含む。）</p>

新	旧
<p>定により市長が規則で定める書類について準用する。 (建築主等の変更)</p> <p>第7条 確認を受けた建築物、工作物又は建築設備（以下「建築物等」という。）で、その工事完了前に建築主（工作物にあつては築造主をいい、建築設備にあつては設置者をいう。以下第3項、次条第1項、第8条の2第1項及び第2項、第8条の3第1項、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2において同じ。）の変更があつたときは、新建築主は、速やかに旧建築主が連署した様式第9号による届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。ただし、正当な理由があると<u>建築主事等</u>が認めるときは、旧建築主の連署を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 確認を受けた建築物等の建築主が、代理者又は工事施工者を選定し、又は変更したときは、第1項に準じて<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。ただし、代理者の変更の場合にあつて、計画変更の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請を当該変更と同時にを行う場合はこの限りでない。</p> <p>4 法第77条の27に規定する確認検査業務規程に基づき、第1項又は前項の規定に相当する届出の手續がされた場合において、当該指定確認検査機関から<u>建築主事等</u>へ、遅滞なく書面でその報告がさ</p>	<p>の規定により市長が規則で定める書類について準用する。 (建築主等の変更)</p> <p>第7条 確認を受けた建築物、工作物又は建築設備（以下「建築物等」という。）で、その工事完了前に建築主（工作物にあつては築造主をいい、建築設備にあつては設置者をいう。以下第3項、次条第1項、第8条の2第1項及び第2項、第8条の3第1項、第9条第1項及び第2項並びに第9条の2において同じ。）の変更があつたときは、新建築主は、速やかに旧建築主が連署した様式第9号による届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。ただし、正当な理由があると<u>建築主事</u>が認めるときは、旧建築主の連署を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 確認を受けた建築物等の建築主が、代理者又は工事施工者を選定し、又は変更したときは、第1項に準じて<u>建築主事</u>に届け出なければならない。ただし、代理者の変更の場合にあつて、計画変更の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請を当該変更と同時にを行う場合はこの限りでない。</p> <p>4 法第77条の27に規定する確認検査業務規程に基づき、第1項又は前項の規定に相当する届出の手續がされた場合において、当該指定確認検査機関から<u>建築主事</u>へ、遅滞なく書面でその報告がされ</p>

新	旧
<p>れた場合は、第1項本文又は前項に規定する届出があったものとみなす。</p> <p>(敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置の変更等)</p> <p>第8条 確認を受けた建築物又は工作物の建築主が、当該確認に係る工事の完了前において、敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置を規則第3条の2に規定する軽微な変更により変更する場合は、様式第10号による届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。ただし、建築設備の変更のうち、し尿浄化槽又は合併浄化槽に係る変更の場合にあっては、市長が別に定めた様式で提出することができる。</p> <p>2、3 略</p> <p>(地名地番の変更)</p> <p>第8条の2 確認を受けた建築物又は工作物の建築主が、当該確認に係る工事の完了前において、敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置を規則第3条の2に規定する軽微な変更により変更する場合は、様式第10号による届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。ただし、建築設備の変更のうち、し尿浄化槽又は合併浄化槽に係る変更の場合にあっては、市長が別に定めた様式で提出することができる。</p> <p>2、3 略</p>	<p>た場合は、第1項本文又は前項に規定する届出があったものとみなす。</p> <p>(敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置の変更等)</p> <p>第8条 確認を受けた建築物又は工作物の建築主が、当該確認に係る工事の完了前において、敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置を規則第3条の2に規定する軽微な変更により変更する場合は、様式第10号による届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。ただし、建築設備の変更のうち、し尿浄化槽又は合併浄化槽に係る変更の場合にあっては、市長が別に定めた様式で提出することができる。</p> <p>2、3 略</p> <p>(地名地番の変更)</p> <p>第8条の2 確認を受けた建築物又は工作物の建築主が、当該確認に係る工事の完了前において、敷地、建築設備又は建築物若しくは工作物の配置を規則第3条の2に規定する軽微な変更により変更する場合は、様式第10号による届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。ただし、建築設備の変更のうち、し尿浄化槽又は合併浄化槽に係る変更の場合にあっては、市長が別に定めた様式で提出することができる。</p> <p>2、3 略</p>

新	旧
<p>(工事の取りやめ)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 確認を受けた建築物等の建築主がその工事の全部を取りやめたときは、様式第11号による届書を<u>建築主事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(計画通知に関する手続等)</p> <p>第24条 第7条第1項の規定は、法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは同条第2項において準用する場合を含む。)又は同条第4項(法第87条第1項、<u>法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。</u>)の規定による確認済証の交付を受けた建築物等で、法第18条第2項又は同条第4項に規定する国の機関の長等(以下単に「国の機関の長等」という。)の変更があった場合について準用する。</p> <p><u>2～5</u> 略</p> <p>(工事監理者の選定の届出)</p> <p>第67条 条例第67条第1項(同条第2項、<u>第3項又は第4項にお</u></p>	<p>(工事の取りやめ)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 確認を受けた建築物等の建築主がその工事の全部を取りやめたときは、様式第11号による届書を<u>建築主事</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(計画通知に関する手続等)</p> <p><u>第24条 第3条の規定は、法第18条第2項(法第87条第1項、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定による計画の通知について準用する。</u></p> <p><u>2</u> 第7条第1項の規定は、法第18条第3項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けた建築物等で、法第18条第2項に規定する国の機関の長等(以下単に「国の機関の長等」という。)の変更があった場合について準用する。</p> <p><u>3～6</u> 略</p> <p>(工事監理者の選定の届出)</p> <p>第67条 条例第67条第1項(同条第2項又は第3項において準用</p>

新	旧
<p>いて準用する場合を含む。)の規定による届出(工事監理者を定めたときに限る。)をしようとする者は、様式第29号による届書を提出しなければならない。</p> <p>2 条例第67条第1項(同条第2項、第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出(工事監理者を変更したときに限る。)をしようとする者は、様式第30号による届書を<u>建築主事等</u>を経由し市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出に準用する。この場合において、同項中「<u>建築主事等</u>」とあるのは、「<u>建築主事等</u>を経由し市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(床面積の算定)</p> <p>第68条 条例第68条第1項の表備考第4号及び<u>同条第11項</u>の表備考第2号の市長が規則で定めるところにより算定した床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(許可等の申請の取下げ)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に</p>	<p>する場合を含む。)の規定による届出(工事監理者を定めたときに限る。)をしようとする者は、様式第29号による届書を提出しなければならない。</p> <p>2 条例第67条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出(工事監理者を変更したときに限る。)をしようとする者は、様式第30号による届書を<u>建築主事</u>を経由し市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第7条第4項の規定は、前項の規定による届出に準用する。この場合において、同項中「<u>建築主事</u>」とあるのは、「<u>建築主事</u>を経由し市長」と読み替えるものとする。</p> <p>(床面積の算定)</p> <p>第68条 条例第68条第1項の表備考第4号及び<u>同条第9項</u>の表備考第2号の市長が規則で定めるところにより算定した床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(許可等の申請の取下げ)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に</p>

新	旧
<p>よる確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を行った者が、当該確認の申請又は計画の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 法第7条第1項（法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>建築主事等</u>の検査の申請又は法第18条第20項（法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知を行った者が、当該検査の申請又は工事完了の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 法第7条の3第1項の規定による<u>建築主事等</u>の検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事終了の通知を行った者が、当該検査の申請又は工事終了の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事等</u>に届け出なければならない。 （幹事及び書記）</p> <p>第77条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 会長は、審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）</p>	<p>よる確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を行った者が、当該確認の申請又は計画の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。</p> <p>3 法第7条第1項（法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>建築主事</u>の検査の申請又は法第18条第16項（法第87条の4、法第88条第1項又は同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知を行った者が、当該検査の申請又は工事完了の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。</p> <p>4 法第7条の3第1項の規定による<u>建築主事</u>の検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事終了の通知を行った者が、当該検査の申請又は工事終了の通知を取り下げるときは、様式第32号により<u>建築主事</u>に届け出なければならない。 （幹事及び書記）</p> <p>第77条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 会長は、審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）</p>

新				旧			
<p>第4条第1号に規定する処分庁又は不作為庁が、市長、<u>建築主事等</u>又は建築監視員である場合に限る。次項において同じ。)に関する会務を整理することを幹事に命じる場合には、事前に市長と協議するものとする。</p> <p>5、6 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>				<p>第4条第1号に規定する処分庁又は不作為庁が、市長、<u>建築主事</u>又は建築監視員である場合に限る。次項において同じ。)に関する会務を整理することを幹事に命じる場合には、事前に市長と協議するものとする。</p> <p>5、6 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p>			
	(あ)	(い)			(あ)	(い)	
		図書の種類	明示すべき事項			図書の種類	明示すべき事項
(中略)				(中略)			
(9)	<p>条例第4章第5節の規定が適用される建築物</p>	略	略	(9)	<p>条例第4章第5節の規定が適用される建築物</p>	略	略
	<p>条例第21条の3の規定が適用される建築物</p>	各階平面図	<p>客席内に設ける通路の位置及び幅員</p>		<p><u>条例第21条の2</u>及び<u>条例第21条の3</u>の規定が適用される建築物</p>	各階平面図	<p><u>車いす使用の利用者用に供する部分の位置及び寸法</u></p>
				<p>構造詳細図</p>		<p><u>客席内に設ける通路の位置及び幅員</u></p>	
				<p>2面以上の断面図</p>		<p><u>車いす使用の利用者用に供する部分の構造</u></p>	
							<p><u>客席内に設ける通路の勾配及び表面の仕上げ</u></p>

新								旧									
													材料				
(以下略)								(以下略)									
別表第2 (第5条、第6条関係)								別表第2 (第5条、第6条関係)									
(1) 鉄骨造 (法第6条第1項第1号又は第2号建築物)								(1) 鉄骨造 (法第6条第1項第3号建築物)									
構造		(1) 鉄骨造 (S) (法第6条第1項第1号又は第2号建築物)						構造		(1) 鉄骨造 (S) (法第6条第1項第3号建築物)							
項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査		項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査	
		要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考			要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考
(中略)								(中略)									
ナ 使用金物の性能を示す書類								ナ 使用金物一覧表									
(中略)								(中略)									

新							旧									
ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）		○		◎		◎					○		◎		◎	
ノ 使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類																
ハ 法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）																
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類																
備考																
1 この表における記号の意義は次のとおりとする。																
◎：必ず求める																
○：該当事項があれば求める																

新								旧									
<p>●：「<u>コンクリート工事に関する取扱要領</u>」適用時求める</p> <p>2 <u>中間検査時提出資料を完了検査時においても求める場合があります。</u></p> <p>3 <u>法第7条の5の規定により検査の特例を受ける建築物については、当該特例に係る書類の添付を要しない。</u></p>																	
(2) <u>鉄筋コンクリート造(法第6条第1項第1号又は第2号建築物)</u>								(2) <u>鉄筋コンクリート造(法第6条第1項第3号建築物)</u>									
構造		(2) <u>鉄筋コンクリート造(RC)(法第6条第1項第1号又は第2号建築物)</u>						構造		(2) <u>鉄筋コンクリート造(RC)(法第6条第1項第3号建築物)</u>							
項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査		項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査	
			要否	要否	備考	要否	備考	要否				備考	要否	備考	要否	備考	
(中略)								(中略)									
ナ <u>使用金物の性能を示す書類</u>								ナ <u>使用金物一覧表</u>									
(中略)								(中略)									

新							旧								
ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）		○		◎		◎				○		◎		◎	
ノ 使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類															
ハ 法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）															
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類															
備考															
1 この表における記号の意義は次のとおりとする。															
◎：必ず求める															
○：該当事項があれば求める															

新								旧									
<p>●：「<u>コンクリート工事に関する取扱要領</u>」適用時求める</p> <p>2 <u>中間検査時提出資料を完了検査時においても求める場合があります。</u></p> <p>3 <u>法第7条の5の規定により検査の特例を受ける建築物については、当該特例に係る書類の添付を要しない。</u></p> <p>(3) <u>鉄骨鉄筋コンクリート造（法第6条第1項第1号又は第2号建築物）</u></p>								<p>(3) <u>鉄骨鉄筋コンクリート造（法第6条第1項第3号建築物）</u></p>									
構造		(3) 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）（法第6条第1項第1号又は第2号建築物）						構造		(3) 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）（法第6条第1項第3号建築物）							
項目	申請時期	着工前	①中間検査 （基礎工事に関する特定工程）		②中間検査 （建方工事に関する特定工程）		③完了検査		項目	申請時期	着工前	①中間検査 （基礎工事に関する特定工程）		②中間検査 （建方工事に関する特定工程）		③完了検査	
		要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考			要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考
(中略)								(中略)									
ナ 使用金物の性能を示す書類								ナ 使用金物一覧表									
(中略)								(中略)									

新							旧								
ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）		○		◎		◎				○		◎		◎	
ノ 使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類															
ハ 法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）															
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類															
備考															
1 この表における記号の意義は次のとおりとする。															
◎：必ず求める															
○：該当事項があれば求める															

新								旧									
<p>●：「コンクリート工事に関する取扱要領」適用時求める</p> <p>2 中間検査時提出資料を完了検査時においても求める場合があります。</p> <p>3 法第7条の5の規定により検査の特例を受ける建築物については、当該特例に係る書類の添付を要しない。</p> <p>(4) 木造（法第6条第1項第1号又は第2号建築物（法第20条第1項第4号に掲げるものを除く））</p>								<p>(4) 木造（法第6条第1項第2号建築物）</p>									
構造				(4) 木造 (W) (法第6条第1項第1号又は第2号建築物 (法第20条第1項第4号に掲げるものを除く))				構造				(4) 木造 (W) (法第6条第1項第2号建築物)					
項目				申請時期		着工前		①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査		項目			
				要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考							
(中略)								(中略)									
ナ 使用金物の性能を示す書類								○				○					
(中略)								(中略)									

新							旧								
ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）		○		◎		◎				○		◎		◎	
ノ 使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類															
ハ 法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）															
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類				○		○									
備考															
1 この表における記号の意義は次のとおりとする。															
◎：必ず求める															
○：該当事項があれば求める															

新								旧									
<p>●：「<u>コンクリート工事に関する取扱要領</u>」適用時求める</p> <p>2 <u>中間検査時提出資料を完了検査時においても求める場合があります。</u></p> <p>3 <u>法第7条の5の規定により検査の特例を受ける建築物については、当該特例に係る書類の添付を要しない。</u></p> <p>(5) <u>木造（法第6条第1項第1号又は第2号建築物（法第20条第1項第4号に掲げるものに限る）</u></p>								<p>(5) <u>木造（法第6条第1項第4号建築物）</u></p>									
構造		(5) 木造 (W) (法第6条第1項第1号又は第2号建築物 (法第20条第1項第4号に掲げるものに限る))						構造		(5) 木造 (W) (法第6条第1項第4号建築物)							
項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査		項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)		②中間検査 (建方工事に関する特定工程)		③完了検査	
		要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考			要否	要否	備考	要否	備考	要否	備考
	ア 地盤調査報告書			(略)	○	(略)	○	(略)		ア 地盤調査報告書		○	(略)	○	(略)	○	(略)
	イ 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質結果報告書				○		○			イ 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質結果報告書		○		○		○	
	ウ 杭耐力試験報告書及び				○		○			ウ 杭耐力試験報告書及び		○		○		○	

新							旧							
杭施工報告書							杭施工報告書							
(中略)							(中略)							
ナ 使用金物の性能を示す書類				○		○	ナ 使用金物一覧表							
(中略)							(中略)							
ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）				◎		◎	ネ 工事写真 各工程ごとの写真（特に見え隠れ部分、鉄骨工事の場合は開先等鉄骨加工工場での工程も含む）					◎		◎
ノ 使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類														
ハ 法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）				○		○								
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用				○	柱に使用する場合に	○	柱に使用する場合に							

新								旧							
書類（コンクリート及び鉄筋に限る）															
ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類															
備考															
1 この表における記号の意義は次のとおりとする。															
◎：必ず求める															
○：該当事項があれば求める															
●：「コンクリート工事に関する取扱要領」適用時求める															
2 中間検査時提出資料を完了検査時においても求める場合があります。															
(7) 木造（法第6条第1項第3号建築物）								(7) 鉄筋コンクリート造（法第6条第1項第4号建築物）							
構造		(7) 木造 (W) (法第6条第1項第3号建築物)						構造		(7) 鉄筋コンクリート造 (S) (法第6条第1項第4号建築物)					
項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)	②中間検査 (建方工事に関する特定工程)	③完了検査		項目	申請時期	着工前	①中間検査 (基礎工事に関する特定工程)	②中間検査 (建方工事に関する特定工程)	③完了検査			
	要	要	備考	要	備考	要		備考	要	要	備考	要	備考	要	備考

新								旧							
<u>築材料の使用状況を示す書類（コンクリート及び鉄筋に限る）</u>															
<u>ヒ 平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定められた木材の使用状況を示す書類</u>															
備考								備考							
<p>1 <u>この表における記号の意義は次のとおりとする。</u></p> <p>◎：必ず求める</p> <p>○：該当事項があれば求める</p> <p>●：「コンクリート工事に関する取扱要領」適用時求める</p> <p>2 略</p>								<p>1 <u>これらの表における記号の意義は次のとおりとする。</u></p> <p>◎：必ず求める</p> <p>○：該当事項があれば求める</p> <p>●：「コンクリート工事に関する取扱要領」適用時求める</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法第7条の5の規定により検査の特例を受ける建築物については、当該特例に係る書類の添付を要しない。</u></p>							
様式第7号（第3条関係）								様式第7号（第3条関係）							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第3条第5項の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市建築主事等 あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div>								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第3条第5項の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市建築主事 あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> </div>							

新	旧																																							
略	略																																							
略	略																																							
様式第8号（第5条、第6条関係）	様式第8号（第5条、第6条関係）																																							
<p style="text-align: center;">工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市建築主事等 あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>建築主事 あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>																																							
【様式1】～【様式10】略	【様式1】～【様式10】略																																							
【様式11】	【様式11】																																							
<p style="text-align: center;">各種資料チェックリスト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 10%;">チェック</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用金物の性能を示す書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼材の流通経路を示す書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類 (コンクリート及び鉄筋に限る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定め</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	チェック	備考	(中略)			使用金物の性能を示す書類			(中略)			鋼材の流通経路を示す書類			使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類			法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類 (コンクリート及び鉄筋に限る)			平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定め			<p style="text-align: center;">各種資料チェックリスト</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 10%;">チェック</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用金物一覧表</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼材の流通経路を示す書類</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	チェック	備考	(中略)			使用金物一覧表			(中略)			鋼材の流通経路を示す書類		
項目	チェック	備考																																						
(中略)																																								
使用金物の性能を示す書類																																								
(中略)																																								
鋼材の流通経路を示す書類																																								
使用金物及び耐力壁等の位置及び種類を示す書類																																								
法第37条に定める建築材料の使用状況を示す書類 (コンクリート及び鉄筋に限る)																																								
平成12年建設省告示第1452号で基準強度が定め																																								
項目	チェック	備考																																						
(中略)																																								
使用金物一覧表																																								
(中略)																																								
鋼材の流通経路を示す書類																																								

新	旧																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 293 853 349">られた木材の使用状況を示す書類</td> <td data-bbox="853 293 987 349"></td> <td data-bbox="987 293 1108 349"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="237 349 1108 405">以下略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="237 405 1108 464">略</td> </tr> </table>	られた木材の使用状況を示す書類			以下略			略			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 293 1783 349"></td> <td data-bbox="1783 293 1917 349"></td> <td data-bbox="1917 293 2038 349"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 349 2038 405">以下略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1167 405 2038 464">略</td> </tr> </table>				以下略			略		
られた木材の使用状況を示す書類																			
以下略																			
略																			
以下略																			
略																			
<p>様式第 8 号の 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 523 1108 751"> <p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>様式第 8 号の 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 523 2038 751"> <p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>																
<p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			
<p style="text-align: center;">建築設備工事監理報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			
<p>様式第 9 号 (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 810 1108 1096"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>様式第 9 号 (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 810 2038 1096"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>																
<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			
<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 7 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			
<p>様式第 10 号 (第 8 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 1155 1108 1378"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>様式第 10 号 (第 8 条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1167 1155 2038 1378"> <p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> 様</p> <p style="text-align: center;">略</p> </td> </tr> </table>	<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> 様</p> <p style="text-align: center;">略</p>																
<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事等</u> あて</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			
<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第 8 条の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>和泉市建築主事</u> 様</p> <p style="text-align: center;">略</p>																			

新	旧
略	略
略	略
様式第10号の2 (第8条の2関係)	様式第10号の2 (第8条の2関係)
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 正 副 </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 正 副 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">地番変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事等</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">地番変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> </div>
略	略
略	略
様式第11号 (第9条関係)	様式第11号 (第9条関係)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">工事取りやめ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事等</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">工事取りやめ届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> </div>
略	略
略	略
様式第32号 (第71条関係)	様式第32号 (第71条関係)

新	旧
<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第71条の規定による取下げ届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事等</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> <hr/> <p style="text-align: right;">略</p> <hr/> <p style="text-align: right;">略</p>	<p style="text-align: center;">和泉市建築基準法施行細則第71条の規定による取下げ届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和泉市長 あて <u>和泉市建築主事</u></p> <p style="text-align: right;">略</p> <hr/> <p style="text-align: right;">略</p> <hr/> <p style="text-align: right;">略</p>
<p>様式第33号 (第71条の2関係)</p>	<p>様式第33号 (第71条の2関係)</p>
<p style="text-align: center;">指定通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">指定通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第34号 (第71条の2関係)</p>	<p>様式第34号 (第71条の2関係)</p>
<p style="text-align: center;">指定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">指定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第35号 (第71条の2関係)</p>	<p>様式第35号 (第71条の2関係)</p>
<p style="text-align: center;">認定通知書</p>	<p style="text-align: center;">認定通知書</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊦</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第36号（第71条の2関係）</p>	<p>様式第36号（第71条の2関係）</p>
<p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">認定しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊦</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第37号（第71条の2関係）</p>	<p>様式第37号（第71条の2関係）</p>
<p style="text-align: center;">許可通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">許可通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊦</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第38号（第71条の2関係）</p>	<p>様式第38号（第71条の2関係）</p>
<p style="text-align: center;">許可しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">許可しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 ㊦</p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第39号（第71条の2関係）</p>	<p>様式第39号（第71条の2関係）</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">承認通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">承認通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 <u>㊟</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第40号（第71条の2関係）</p>	<p>様式第40号（第71条の2関係）</p>
<p style="text-align: center;">承認しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">承認しない旨の通知書</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">和泉市長 <u>㊟</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>